別表第1（第５条関係）

補助事業の対象と認められる経費

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内 容 |
| 機械装置 | 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作に要する経費。なお一件当たりの単価が50万円（税抜）以上の購入、製作は対象外とする。  ※１ パソコン等汎用性があり、目的外使用になり得るものは対象外となります。  ※２ 中古品の購入は対象外となります。 |
| 広報費 | パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、及び広報媒体等を活用するために支払われる経費  ※１ 補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のＰＲや営業活動に活用される広報費は、補助対象となりません。（商品・サービスの名称も宣伝文句も付記されていないものは補助対象となりません。）  ※２ チラシ等配布物の購入については、実際に配布もしくは使用した数量分のみが補助対象経費となります。  ※３ 補助事業期間中に経費支出をしていても、実際に広報がなされる（情報が伝達され消費者等に認知される。）のが補助事業期間終了後となる場合には補助対象となりません。 |
| 展示会等出展費 | 新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費  ※１ 展示会出展の出展料等に加えて、関連する運搬費（レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等は除く。）・通訳料・翻訳料も補助対象となります。  ※２ 販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらないものは補助対象となりません。  ※３ 補助事業期間外に開催される展示会等の経費は補助対象となりません。  ※４ 選考会、審査会（○○賞）等への参加・申込費用は補助対象となりません。  ※５ 海外展示会等の出展費用の計上にあたり外国語で記載の証拠書類等を実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する書類もあわせてご提出ください。（実績報告の際に提出する証拠書類の翻訳料は補助対象外です。）  ※６ 飲食費を含んだ商談会等参加費は補助対象となりません。 |
| 開発費 | 新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費  ※１ 購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業完了時には使い切ることを原則とします。補助事業完了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。  ※２ 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にしておく必要があります。  ※３ 販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費は補助対象外となります。（試作品の生産に必要な経費は対象となります。）  ※４ 汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は補助対象外となります。 |
| 外注費 | 上記に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費。（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）  ※ 外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。 |

別表第2（第５条関係）

補助事業の対象として認められない経費

|  |
| --- |
| ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費  ・フランチャイズ加盟料  ・電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費は除く。）  ・商品券等の金券  ・マスクや手袋等の使い捨ての消耗品  ・販売する商品の原材料費、文具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費  ・飲食、娯楽、接待等の費用  ・不動産の購入費、株式の購入費、自動車等車両の修理費・車検費用  ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用  ・収入印紙  ・振込手数料（代引手数料を含む。）及び両替手数料  ・公租公課（消費税及び地方消費税等）  ・各種保険料  ・借入金などの支払利息及び遅延損害金  ・事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用  ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウエア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具等）の購入費  ・事業に係る自社の人件費（雑役務費を除く。）  ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費 |